

○防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱

改正案	現行
<p style="text-align: right;">平成27年4月9日 国都市第2号 国住備第22号 国住街第5号 国住市第11号 国土交通省都市局長通知 国土交通省住宅局長通知</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p><b>第3 定義</b> この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十四 (略)</p> <p><b>十五 居住誘導区域</b> <u>都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき市町村が作成する立地適正化計画に定められた同条第2項第2号に規定する居住誘導区域</u></p> <p><b>第4 対象地域</b> 住宅部分については、次に掲げるいずれかの地域内に存する事業（第<u>十</u>号に掲げる地域にあっては認定集約都市開発事業の場合に限る。）により整備されるものとする。 一～六 (略)</p>	<p style="text-align: right;">平成24年4月6日 国都市第341号 国住備第724号 国住街第201号 国住市第179号 国土交通省都市局長通知 国土交通省住宅局長通知</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p><b>第3 定義</b> この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十四 (略)</p> <p><b>第4 対象地域</b> 住宅部分については、次に掲げるいずれかの地域内に存する事業（第<u>九</u>号に掲げる地域にあっては認定集約都市開発事業の場合に限る。）により整備されるものとする。 一～六 (略)</p>

改正案	現行
<p><u>七 居住誘導区域内であって、人口密度が40人/ha以上の区域内</u> 八～十 (略)</p> <p><b>第5 補助対象事業</b> 補助対象事業は、第一号に掲げる事業（平成<u>34</u>年3月31日において完了しないものにあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。）により整備される施設建築物等（ハからトに掲げる事業については住宅部分に限る。）のうち、第二号から第四号までの要件を満たす事業であつて、関係地方公共団体が促進を図る必要があると認めるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 平成<u>32</u>年3月31日までに着手(補助を受けて設計等に着手した場合、又は事業認可、認定等を了した場合を含み、一団の住宅団地において一部の住宅について着手があつたときは、当該住宅団地に着手があつたものとみなす。以下同じ。)された事業であること。</p> <p><b>第6 必須要件</b></p> <p>1 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の採択に当たっては、次の各号に掲げる要件に該当する事業を対象とする。</p> <p>一 次に掲げる<u>高齢者等配慮対策</u>が講じられていること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 非住宅部分については、評価方法基準第5の9の9-2に規定する高齢者等配慮対策等級（共用部分）の等級<u>4</u>に相当する対策、又は高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合すること。</p>	<p>七～九 (略)</p> <p><b>第5 補助対象事業</b> 補助対象事業は、第一号に掲げる事業（平成<u>29</u>年3月31日において完了しないものにあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。）により整備される施設建築物等（ハからトに掲げる事業については住宅部分に限る。）のうち、第二号から第四号までの要件を満たす事業であつて、関係地方公共団体が促進を図る必要があると認めるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 平成<u>27</u>年3月31日までに着手(補助を受けて設計等に着手した場合、又は事業認可、認定等を了した場合を含み、一団の住宅団地において一部の住宅について着手があつたときは、当該住宅団地に着手があつたものとみなす。以下同じ。)された事業であること。</p> <p><b>第6 必須要件</b></p> <p>1 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の採択に当たっては、次の各号に掲げる要件に該当する事業を対象とする。</p> <p>一 次に掲げる<u>福祉対策</u>が講じられていること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 非住宅部分については、評価方法基準第5の9の9-2に規定する高齢者等配慮対策等級（共用部分）の等級<u>3</u>に相当する対策、又は高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合すること。</p>

改正案	現行
<p><u>二 次に掲げる子育て対策が講じられていること。</u></p> <p>イ 非住宅部分について、託児スペース、授乳スペース、子育てに配慮したトイレ等、子育て支援機能を設置すること。</p> <p>ロ 足がかりの生じない壁仕上げ等、転落事故の防止に配慮した対策が講じられていること。</p> <p>ハ 出入口におけるスロープの設置、階段における子供が使用可能な高さ（概ね 75cm 以下）への手すりの設置等、共用通行部分において子育てに配慮した対策が講じられていること。</p> <p>三 （略）</p> <p><u>四 次に掲げる省エネルギー対策が講じられていること。</u></p> <p>イ 住宅部分については、<u>評価方法基準第5の5の5-1に規定する断熱等性能等級について等級4に相当する基準かつ評価方法基準第5の5の5-2に規定する一次エネルギー消費量等級について等級5に相当する基準を満たすこと。</u></p> <p>ロ 非住宅部分については、<u>建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）I. に規定する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準に適合すること。</u></p> <p><u>五 次に掲げる環境対策が講じられていること。</u></p> <p>イ <u>評価方法基準第5の4の4-4に規定する更新対策（住戸専用部）の水準に相当する対策を講ずること。</u></p> <p>ロ <u>施設建築物等の建設及び除却の段階において発生する建設資材廃棄物の発生の抑制、再使用及び再資源化、リサイクル建材の利用、使用段階におけるごみの分別等に配慮したものとすること。</u></p>	<p>ハ 非住宅部分について、託児スペース、授乳スペース、子育てに配慮したトイレ等、子育て支援機能を設置すること。</p> <p>三 足がかりの生じない壁仕上げ等、転落事故の防止に配慮した対策が講じられていること。</p> <p>ホ 出入口におけるスロープの設置、階段における子供が使用可能な高さ（概ね 75cm 以下）への手すりの設置等、共用通行部分において子育てに配慮した対策が講じられていること。</p> <p>三 （略）</p> <p><u>三 次に掲げる省エネルギー対策が講じられていること。</u></p> <p>イ 住宅部分については、<u>住宅エコポイント（平成21年度補正予算（第2号））に位置付けられた「エコポイント対象住宅基準」に適合すること。</u></p> <p>ロ 非住宅部分については、<u>エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）に適合すること。</u></p>

改正案	現行
<p>六～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第7 選択要件</b></p> <p>1 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の採択に当たっては、次の各号に掲げる選択要件に該当する事業を対象とする。</p> <p>一 防災対策</p> <p>次のイからハまでのいずれかに該当すること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p><u>ニ 削除</u></p>	<p>四～五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第7 選択要件</b></p> <p>1 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の採択に当たっては、次の各号に掲げる選択要件に該当する事業を対象とする。</p> <p>一 防災対策</p> <p>次のイから三までのいずれかに該当すること。<u>ただし、必ずイからハまでのいずれかを含むこと。</u></p> <p>イ～ハ (略)</p> <p><u>ニ 住宅部分については、次の①から⑤までのすべてを満たすこと。</u> <u>非住宅部分については、次の①及び②を満たすこと。</u></p> <p><u>① 建築物の出入口は、オートロックの設置、玄関扉等を通過する人物を映す防犯カメラの設置等、外部からの不審者等の侵入防止の措置が講じられていること。</u></p> <p><u>② エレベーターは、かごの内部に防犯カメラを設置したものとするとともに、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されていること。</u></p> <p><u>③ 住戸の玄関は、侵入を防止する性能を有する扉及び錠が設置されたものとする。</u></p> <p><u>④ 共用廊下等に面する窓等は、面格子又は侵入を防止する性能を有するサッシ及びガラスが設置されたものとする。</u></p> <p><u>⑤ 建物出入口の存する階及びその直上階の住戸の窓等は、面格子又は侵入を防止する性能を有するサッシ及びガラスが設置されたものとする。</u></p>

改正案	現行
<p>二 環境対策</p> <p>次のイ又は口のいずれかに該当すること。</p> <p>イ ライフサイクルコスト対策</p> <p>次の①から④までのすべてを満たすこと。</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤～⑧ 削除</u></p> <p>□ (略)</p> <p>三 子育て対策</p> <p><u>住宅部分については、次のイからニまでのすべてに該当すること。</u></p> <p>イ 次の①から⑤までのすべてを満たすこと。</p> <p>① <u>建築物の出入口は、オートロックの設置、玄関扉等を通過する人物を映す防犯カメラの設置等、外部からの不審者等の侵入防止の措置が講じられていること。</u></p> <p>② <u>エレベーターは、かごの内部に防犯カメラを設置したものとするとともに、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されていること。</u></p> <p>③ <u>住戸の玄関は、侵入を防止する性能を有する扉及び錠が設置さ</u></p>	<p>二 環境対策</p> <p>次のイ又は口のいずれかに該当すること。</p> <p>イ ライフサイクルコスト対策</p> <p>次の①から⑧までのすべてを満たすこと。</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ 評価方法基準第5の4の4-4に規定する更新対策（住戸専用部）の水準に相当する対策を講ずること。</u></p> <p><u>⑥ 評価方法基準第5の8の8-1に規定する重量床衝撃音対策等級4に相当する対策を講ずること。</u></p> <p><u>⑦ 評価方法基準第5の8の8-3に規定する透過損失等級（界壁）4に相当する対策を講ずること。</u></p> <p><u>⑧ 施設建築物等の建設及び除却の段階において発生する建設資材廃棄物の発生の抑制、再使用及び再資源化、リサイクル建材の利用、使用段階におけるごみの分別等に配慮したものとすること。</u></p> <p>□ (略)</p>

改正案	現行
<p><u>れたものとする。</u></p> <p><u>④ 共用廊下等に面する窓等は、面格子又は侵入を防止する性能を有するサッシ及びガラスが設置されたものとする。</u></p> <p><u>⑤ 建物出入口の存する階及びその直上階の住戸の窓等は、面格子又は侵入を防止する性能を有するサッシ及びガラスが設置されたものとする。</u></p> <p><u>ロ 評価方法基準第5の8の8-1に規定する重量床衝撃音対策等級4に相当する基準を満たすこと</u></p> <p><u>ハ 評価方法基準第5の8の8-2に規定する軽量床衝撃音対策等級4に相当する基準を満たすこと</u></p> <p><u>ニ 評価方法基準第5の8の8-3に規定する透過損失等級（界壁）の等級4に相当する基準を満たすこと</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 補助金の額</p> <p>1 (中略)</p> <p>(1) <u>高齢者等配慮対策</u> 高齢者等配慮対策を図るために付加的に要する費用</p> <p><u>(2) 子育て対策（必須）</u> <u>子育て支援機能の確保、子育てに配慮したバリアフリー化等</u>を図るために付加的に要する費用</p> <p><u>(3) 子育て対策（選択）</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 補助金の額</p> <p>1 (中略)</p> <p>(1) <u>福祉対策</u> 高齢者等配慮対策<u>並びに子育て支援機能の確保、子育てに配慮したバリアフリー化等</u>を図るために付加的に要する費用</p>

改正案	現行
<p><u>子育てに配慮した防犯性の確保、遮音性の確保を図るために付加的に要する費用</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 防災対策（選択）</u></p> <p>災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）等、地震時等における帰宅困難者等の支援又は市街地の延焼遮断機能の向上を図るために付加的に要する費用並びに津波防災に資する施設の整備に伴い付加的に要する費用</p> <p><u>(6) 省エネルギー対策</u></p> <p>住宅部分については、<u>断熱等性能の対策及び一次エネルギー消費量の削減対策</u>、非住宅部分については、<u>建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準への適合</u>による省エネルギー化を図るために付加的に要する費用</p> <p><u>(7) 環境対策（必須）</u></p> <p><u>住戸専用部の更新対策やリサイクル性への配慮による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用</u></p> <p><u>(8) 環境対策（選択）</u></p> <p>イ ライフサイクルコスト対策</p> <p>構造躯体等の劣化対策、専用配管及び共用配管の維持管理対策<u>並びに共用排水管の更新対策</u>による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用</p> <p>ロ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 防災対策（選択）</u></p> <p>災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）等、地震時等における帰宅困難者等の支援又は市街地の延焼遮断機能の向上を図るために付加的に要する費用<u>並びに津波防災に資する施設の整備に伴い付加的に要する費用、又は建築物の防犯性の確保を図るために要する費用</u></p> <p><u>(4) 省エネルギー対策</u></p> <p>住宅部分については、<u>トップランナー基準相当の基準への適合</u>、非住宅部分については、<u>エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準への適合</u>による省エネルギー化を図るために付加的に要する費用</p> <p><u>(5) 環境対策</u></p> <p>イ ライフサイクルコスト対策</p> <p>構造躯体等の劣化対策、専用配管及び共用配管の維持管理対策、<u>共用排水管の更新対策、遮音性の確保並びにリサイクル性への配慮</u>による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用</p> <p>ロ (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>3 第1項(1)から(8)までの費用の算出は、これに相当するものとして別に定める算出方法があるときは、当該方法によってもよいこととする。</p>	<p>3 第1項(1)から(5)までの費用の算出は、これに相当するものとして別に定める算出方法があるときは、当該方法によってもよいこととする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>第10～第20 (略)</p>	<p>第10～第20 (略)</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p><b>附則</b></p>	
<p><u>第1 施行期日</u></p>	
<p><u>改正後の要綱は平成27年4月9日から施行する。</u></p>	
<p><u>第2 経過措置</u></p>	
<p><u>1 平成28年度末までに事業開始する場合は、平成30年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、居住誘導区域見込地において、支援対象とする。</u></p>	
<p><u>2 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づき、平成27年3月31日までに着手した事業に関する規定については、なお従前の例による。</u></p>	